



島根県報

令和6年6月14日（金）

号外 第 6 3 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）	（道路維持課）	2
道路の供用開始（2件）	（ ” ）	4

告 示

島根県告示第409号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年6月14日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長			
県道	大東東出雲線	松江市八雲町熊野字須谷5657番4地先から同5658番1地先まで	前	メートル 6.92～ 36.28	メートル 262.98	松江県土整備事務所	道路改良工事 拡幅	
			後	27.51～ 110.42	262.98			
"	"	松江市八雲町熊野字須谷5658番1地先から同5661番1地先まで	前 A	4.79～ 29.28	125.00		左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	4.79～ 29.28			125.00
				B	34.42～ 72.80			31.00
"	"	松江市八雲町熊野字須谷5661番1地先から同5668番1地先まで	前	5.17～ 40.52	130.92		道路改良工事 拡幅	
			後	16.24～ 67.38	130.92			

島根県告示第410号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年6月14日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	斐川一畑大社線	出雲市河下町字島山1161番3地先から同地先まで	前	メートル 18.44～ 32.33	メートル 34.03	出雲県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	メートル 18.44～ 56.77	メートル 34.03		

島根県告示第411号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年6月14日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	松江市大野町西濱249番7地先から同町森238番3地先まで	メートル 133.98	令和6年 6月17日	松江市土木整備事務所	

島根県告示第412号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年6月14日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	斐川一畑大社線	出雲市河下町字島山1161番3地先から同地先まで	メートル 34.03	令和6年 6月14日	出雲県土整備事務所	